

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025 島根県益田市あけぼの西町 8-12 TEL: (0856) 22-2073 FAX: (0856) 24-2785

URL <http://www.tabara-office.com/> E-mail : yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

残暑お見舞い申し上げます。

この夏は、猛暑と新型コロナウイルスの感染が続いていますが、皆様いかがお過ごしでしょうか？我が家では、3人の子供達は全て首都圏に居住しているため、5月連休も盆も帰省を自粛しているため、老夫婦だけの殺伐とした日々を過ごしております。

さて、当事務所の創立20周年記念業として始まった鉄道線路沿いの旅は、東海道本線を東から西へ、山陽本線を西から東への二正面作戦で行っていますが、東方面は昨年中に東海道本線を完歩し、本年2月16日に兵庫県神戸市垂水区の山陽本線塩屋駅、西方面は昨年11月23日に山口県岩国市の柳井湊駅までを歩いておりましたが、本年3月以降は新型コロナウイルスの感染症の拡大で県外への移動を自粛しているため、中断しています。生きている内に、新山口・京都間を完歩できるかどうか、不安になってきました。

また、創立25周年記念事業として始まったRUNNERは、今年は3月までにフルマラソン2回、ハーフマラソン1回に出場しましたが、4月以降は大会が相次いで中止となり、猛暑と相まって練習にも身が入らない日々が続いています。いつか、再び大会が開かれる日が来ることを願ってやみません。

今年は、もう少し暑さと新型コロナウイルス感染症が続きそうですが、3密に注意され、皆様のご自愛ご健勝をお祈り申し上げます。

民法（相続法）改正について

2018年（平成30年）7月6日に成立して改正民法は、本年4月1日に最後の改正法が施行されました。その主な改正点は配偶者居住権です。

夫が死亡して相続が開始した場合、妻はそれまで住んでいた夫の家に引き続き住みたいと希望するのが通常ですが、妻以外の相続人がその家を相続すると、年老いた妻は家を出て行かなければならなくなるのが考えられます。一般的には他の相続人は妻の子供ですから家を追い出されるようなことは考えられませんが、妻が後妻であった場合、特に離婚した先妻の子などとの人間関係によっては、考えられなくはありません。

そこで新法では、遺産分割協議で配偶者居住権を取得するとした場合と、遺言で配偶者居住権を遺贈した場合には、配偶者居住権が発生することとしました。ただし、遺言で相続させることはできません。これにより、特に期間を定めなかった場合には、残された配偶者（妻）は死ぬまでその家に住み続けることができます。そして、配偶者居住権の登記をすれば、家を相続した相続人が家を他へ売り払っても、配偶者居住権は消滅しません。

もう一つは配偶者短期居住権です。配偶者居住権が成立しない場合でも、夫と同居していた妻は、夫が死亡した時、遺産分割協議が成立した時、建物の取得者から出て行くように求められた時のいずれか遅い日から6ヶ月間は、建物に無償で住み続けることができます。ただし、法律上の妻（配偶者）に限られ、内縁関係では配偶者短期居住権は成立しません。

配偶者短期居住権は期間が短い権利ですし、残された妻（配偶者）が追い出される恐れがある場合に、遺産分割協議によって配偶者居住権が認められるとも思えませんので、家族関係が複雑で心配な方は、配偶者居住権を遺贈するとの遺言を作成しておくのが良いと思います。

夏期休業のお知らせ

当事務所では、下記のとおり、夏期休業を実施いたします。今年は、15日（土）、16日（日）と短い夏休みとなってしまいました。なお、休業中も事務所の電話は私の携帯電話へ転送されていますので、お急ぎの方に限り、事務所（22-2073）までお電話下さい。ただし、連絡がとれるという保証はありません。

夏期休業 8月13日（木）～8月16日（日）